

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

ネット通販のあらかじめ 入っているチェックに注意！

＜事例＞ネットで約1000円のサブリを注文した。届くのは1箱だと思っていたのに、6箱届き、請求額は2万円だった。事業者に電話をすると、「3カ月コースの注文をうけている」と言われた。サイトを改めて確認すると「3カ月コース」にあらかじめチェックが入っていた。納得がいかない。(70歳代)

【トラブルに遭わないためのポイント】

- ① ネット通販サイトの中には、追加料金がかかる選択肢に消費者が
気づきにくいかたちであらかじめチェックが入っている表示設定
をしているサイトがあります。
- ② ネット通販を利用する際は最終画面などで、必ず商品・サービス
内容、支払総額、取引条件など、自分の申し込む内容を確認しま
しょう。
- ③ 特定商取引法では、最終画面で販売価格や提供期間などの重要な
事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。後で確認でき
るように契約確認画面はスクリーンショットで保存しておきま
しょう。

◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

長野市消費生活センター

224-5777

(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課

消費生活センター

〒380-0835

長野市大字南長野新田町 1485-1

長野市もんぜんぷら座 4階

電話 026-224-5777

FAX 026-223-1818